

# 漏水調査の実施について



なおります。  
なお、漏水調査は南三陸町ウォーターサービス（フジ地中情報㈱）が行い、調査のため個人の敷地内に立ち入ることもあり、ご理解とご協力をお願いするとともに、調査員は身分証明書・腕章を携帯していますので、不審な点がありましたら、身分証明書の提示を求めています。

◇調査期間 5月11日（月）～7月31日（金）

◇戸別音聴調査実施地区 歌津地区

※この調査により、歌津地区において赤水が発生する場合がありますのでご注意ください。

◇路面音聴調査実施地区 南三陸町全域

上下水道事業所では、衛生的な水を安定的に供給するため、次のとおり漏水調査を実施します。  
調査は、「音聴棒おんちゆうぼう」を使い、昼間、戸別に行う戸別音聴調査（メータ周りや水道管で漏水がないか聴き分ける）と夜間（午後11時～午前5時位）に専用機器を使用し、埋設管上を調査する路面音聴調査に

この漏水調査は、水道事業所の費用で行っていますので、皆さんに調査の費用を請求することはございませんが、個人の敷地内において漏水が発見された場合の修理代については使用者負担となりますのでご了承願います。



◇調査者 南三陸町ウォーターサービス（南三陸町上下水道事業所内）  
☎0120-037-132  
◇問い合わせ 上下水道事業所上水道係  
☎46-5600

## 野生鳥獣による農作物の被害対策について

最近、野生鳥獣による農作物の被害が全国的に問題になっています。被害が予想される農地では、地域ぐるみで被害対策に取り組み、野生鳥獣との共生を図りましょう。

### 【被害対策例】

- ・残野菜、生ゴミ等を耕作地・庭先に放置しない。
- ・耕作地に隣接する森林の林縁部を刈り払い、見通しを良くする。
- ・防護柵、防護ネットを設置する。
- ・鳥獣が嫌う音の発生や嫌いな臭いを放出する。

※野生鳥獣の種類により対策と効果は異なります。  
※ハクビシンの駆除に対する許可、箱わなの貸し出しを行っています。被害対策を実施しても効果がない場合は産業振興課までご相談ください。

◇問 産業振興課農林業振興係 ☎46-1379

## ケガや病気の野生鳥獣の救護について

交通事故や建築物への衝突など、人間の活動に伴ってケガ、病気で救護された野生鳥獣が宮城県全体で年間600～700頭（羽）にのぼっています。

町では、県と連携しながら、ケガや病気の野生鳥獣の救護を進めています。また、救命率・野生復帰率を上げるためには、できるだけ早く治療を受ける必要がありますので、救護が必要な野生鳥獣を発見した場合は下記まで連絡願います。

### ◇問・連絡先

県気仙沼地方振興事務所 ☎24-2536  
（夜間・休日：24-2121）  
産業振興課農林業振興係 ☎46-1379  
歌津総合支所地域生活課 ☎36-3921

# 南三陸町森林整備計画の策定

この計画は、森林法の規定により当町の森林関係事業の方向や、森林所有者などが行う伐採・造林などの森林整備の指針を決める計画です。地域の実情に応じ森林整備をどのように行い、どんな森林を育て地域に活かしていくのかといった当町の森林の将来ビジョンを描き、必要な補助事業等で森林所有者をバックアップし、間伐等の適切な森林整備を進めていくものです。

## 計画期間

平成21年度から平成30年度（5年毎の更新）

## 森林整備の現状と課題

当町の民有林の人工林面積は6,708ヘクタールで人工林率61パーセントとなっています。人工林のうち35年生以下の保育・間伐等が必要とする森林が1,926ヘクタールで28パーセントを占め、これら育成途上にある森林の適正な整備と、36年生以上45年生以下の間伐が課題となっています。木材価格の低迷が続

き森林の適正な管理が行われていない森林が多く見受けられ、林業に従事する労働力が不足していることも大きな課題となっています。

## 計画期間内における対策

森林組合を通じて各地区において座談会等を開催し、森林を集約化してコストを抑える森林整備を進めることとし、平成20年度に策定した南三陸町特定間伐等促進計画に係る有効な補助事業を活用して森林所有者の森林整備に係る負担軽減を図ります。

また、林業の労働力の確保、後継者の育成については、志津川山の会を中心とする若手の林業後継者の活動を支援し、各種講演会等の開催により林業従事者の技能の向上及び新規従事者の確保を図ります。

## 森林の機能別整備

森林の有する機能を効率よく発揮させることを目的に、3つの機能別に区域を設定しました。

◇森林の機能別整備 森林の有する機能を効率よく発揮させることを目的に、3つの機能別に区域を設定しました。

区分	面積	機能
水土保持林	3,452ha	良質で安全な水を安定して供給する水源かん養の働き、山崩れや土砂流出などの山地災害を防止する働きなど、安全で安心な町民生活を守る働きを重視する森林です。
森林と人との共生林	883ha	貴重な自然環境を保全し、野生生物の生息の場となる森林、森林レクリエーションなど森林とふれあいの場となる森林及び生活環境を守る働きを重視する森林です。
資源の循環利用林	6,567ha	安定して木材を供給する、木材資源としての役割を重視する森林です。

## 森林の伐採には届出が必要

伐採及び伐採後の造林の届出制度は、森林の伐採が町の森林整備計画に従って適切に行なわれるよう、届出をしていただくものです。それと同時に、森林の大切な働きが失われぬよう、伐採の跡地への造林計画を届け出ることも義務付けられています。大切な森林資源を守るため、たとえ自分の山でも、森林を伐採するときは、事前の届出をお願いいたします。

◇届出者 森林所有者、伐採する業者等

◇届出の時期 伐採を始める90日から30日前まで

◇提出先 産業振興課農林業振興係

※保安林、国定公園内の立木を伐採する場合は県の許可が必要です。気仙沼地方振興事務所農林振興部森林整備班（☎24-2536）まで届け出てください。

## 問い合わせ

産業振興課農林業振興係 ☎46-1379